

福生町はかくなきであるという正しい方針を生かさなければ、どこがどうかというという前回の監査のように各々を子から立川市昭島、西多摩郡各町村がそういう問題にかゝってくる、また福生町はそういうことが緊張してきたのでなんらの^{指高}備え受りなかつた、このようにいつておりますので他の町村がどうかというところでなく、少なくともあるべきであるというような、理論のえとに厚生委員会でも十分審議していただくことをお願いいたします。

先程十八番議員さんからの交附金の関係でありますが大十萬四千円という追加をなされたのであります。これは都から内示があつたということ、助役から説明を聞かれたのですが、内示というのは毎年あるのかどうかを御質問いたします。

一助役 篠崎俊夫 都では正式ではありませんが、自認省にまゐりまして、大体全国の集計をしましてそれを持て歸り

ましてそれを便宜的に市町村に教えて下さつたわけですから、都と致しましては今年も特に計算しなかつたところ減つたのであります。なうそれで都としてあわてて市町村へその額を教えて下さつたということですから。

一十三番 大塚 内示というものが正式なうちは心配ないので、昨年度に於いても内示があつたならば、三十四万と金が内示より減つて決定されてきた。都が内示してくれたいのが聞いてきた。このが内示ということを使つた上において、内示ということに迷惑がかかるという問題になると思ひます。が正式な内示であるならば、我々は内示として受けるのであります。がえし聞いてきた程度ならば、内示という言葉では回答できないと思ひ、そうでないならば内示と云う言葉を撤回願ひたい。

一助役 篠崎俊夫 承知いたしました。

一十九番 渡辺 三郎 はなはだ小さいことですが、それなのです。が歳出の歳入

処理費の節三十四にありますが、三三万円の工事請負費のうち
の給水工事費の十三万円そのものの規模構造について御説明
を賜りたいと思ひます

一、民生課長(吉石徳男) 御説明いたします

昨年来塵芥焼却場に水道がほしつという関係で、えつと早く引き
たかつたのでありますが本年度、色々と検討いたしましたして一番近
い線に単独でかなり太い線を使わなければならぬという
関係で規模としておは牛渡の大阪の下の方、吉沢さんの曲り
角であります。そこまで七十五米管が入っております。
その角から田んぼの用水に添ひまして焼却場の前まで上
つていきまして、そこから用水を通つて都道をぐちぬきまし
て焼却場まで引いたわけです。距離にしまして三五〇
米程ありますが掘り出しは三〇米であります。中間に来
まして三十五米焼却場には二十米で通つております。

焚

焼却場には龍口の近くに煙口一本と煙突の下に用ひまして
灰かき場のそばに立ち上がり一本、二本の煙口がついており
ます。全部の工事費が十三万円であります。

一、九番(渡辺三郎) 了 承

一、議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一、三番(渡辺明) お伺ひいたします。八、歳出の土木費の中の目の緊急道路
整備費、節の備品費として原動機付自転車及巻尺、その前
の節の三十で燃料及損料の自動車燃料とあります。これは
は緊急道路費に對しましてこれだけの物が必要なのか、答弁
願ひたい。

一、助役(澤金彦) お答弁申し上げます。

所衛生支出金につきましての款項目でございますがこれは向に
ひな型があります。二つしたえのをとつたわけです。こ
うした一時的な工事です。やつてしまえば備品など必要はないとい

ことになるのですが、原動機は自転車というものを使用年度を二年とかいうことがつておるわけですが、そうしたことでも買つてえよろしいというふうな話し合いもありまして、ここで購入したいとそれには土木として、実際必要であるということはお、実際問題でありまして、ここで計上しておいて、それを買つてえよろしいということがありますので、この項目からして一般土木の方で、実際は使うのであります、従つて緊急道路整備費でありますから、工事が終つてしまえばそれで終わりということでありまして、が事業をさせることを認めていこうというふうな形でこれを購入したいと存じまして計上したのであります。

三番(渡井明) この原動機付自転車は土木課でほしい、しかし予算措置において、この際緊急道路の整備費、それに対して国、都で購入を認めてくれるから便乗してとるということですか、お

かしいように思ふのです、そういうことでしたら、承知いたしますが、現在福生町においては、原動機付自転車は何台位あるかそれについてどんなようにしてそれらを管理整備をしているか、これを伺いたいと思います。

一、総務課長(貴井茂次) ただ今の御質問に対して、御答弁いたします。所用としている車は、百三十五ccのもの、一台五十五ccのものが水道に一台、税務に三台、土木に一台計五台です。

これは各課で責任をえつて管理しております。ただ所用関係については、総務の方で責任をえつており、それに対するとりまとめ又はそれの指示等は、総務でやつております。日常による整備は各課に責任をえさせております。

三番(渡井明) 機械物は整備がゆきとどいていないと非常に消耗が劇しいといわれる所用の機械物等は、各課の課長は十分注意して大切に使つていただくかと思ひます。

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします)

お諮りいたします。本件については討論を省略して直ちに採決いたします。と思ひますがこれに御異議ありませんか。

一議長(石川信義) 議案九十号については担当の厚生委員会から意見見えておりますので、このまま即決するということとは非常にむづかしいのではないかと存じますので一応休憩しまして厚生委員会の方々の御意見を聞いた上に立ちまして本案を決定すべきではないかと。かまうに私は考えます)

一十九番(中西康蔵) 厚生委員の一人として一回追加予算は総括的には理事者側の努力をしたことをよく考えたわけであります。

厚生関係におきまして今申し上げましたように疑念をえつたのでありますのでこの点十分考慮していただく。

一議長(石川信義) 本件につきましては十九番議員の申された通り暫時休憩をいたしましてその間に関係委員会でも御審議をいただくという

ことで御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) さよういたします)

一町長(瀬古清蔵) 矢程から中西議員並びに大久保議員から御指摘を受けっておりますが御説の通りです。

しかしながら塵芥の事業は塵芥は従来からやつておりますが今年度六月から新しい事業でありまして、色々な面で手おちの面がありますし、色々と考え合せておるのですが本年度の所は始めて行なつた事業でありますので色々とミスえあらうと思ひますが三十七年度からは矢程来からの御指摘の点は十分私の方で考慮いたしまして出来るだけすつきりした線で予算面の点やつていきたくと思ひます。からこの点えおふくやおきの上で御審議をいただくと思ひます。

一議長(石川信義) 暫時休憩いたします

(十一時五十五分)

(一時十六分再会)

一議長(石川信義) 再会いたします

議案第九十号につきまして休憩中に厚生委員会を開きまして
たので委員長の報告をお願ひいたします

一十四番(磯村武夫) 休憩中に厚生委員会を開いたのでありますが厚生
委員会の中で少し意見の相違がありました、時間がかかり
ましたことをお詫言申し上げます

発表されました中西議員さんの御趣旨につきまして、理事者
の方と話し合つたのであります、理事者の方として先初め
この事業であるし三十七年度からのえのについては明確にこ
うした面をのせていくということ、中西議員の御了承を得
たわけであります

以上を申し上げまして、ただいま委員会を開きましたことは了承
済という二に御承知のとおりと承知いたします

一議長(石川信義) 議案第九十号につきましてこれより採決いたしたと思
います、御異議ないですか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないのと認めます

一議長(石川信義) 議案第九十号は原案通り決するに御異議ありませんか
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議ないのと認めます

よつて議案第九十号は原案通り可決いたしました

一議長(石川信義) 福生町と畜場使用条例の一部改正について(議案第九
十号)を議題に供します
事務局長をして議案の朗読をいたさせます

事務局長西田啓三 朗 読

（議長石川啓義）理事者から提案理由の説明を求めます（助役藤崎俊夫）議案第九号福生町と畜場使用条例の一部改正（案）について御説明を申し上げます）

私共の福生町のと場の経営は減価償却等を考慮して厳密に計算いたしますと実質的には残念ながら赤字となりざるを得ないという事は機会あるたびに御報告を申し上げて来たとところであります、その対策として本年の四月から人員の削減によります、人権費の節減、そうしたことで極力経費の節減をしたのでございしますが尚九一つの赤字の解消策であります）

収入の増加対策という面につきましては最近都内の外のと場におきましてはなんとかして値上げをしなければならぬという事が盛りあがって参つておるのでございします）

そうした結果から都内のと畜場の常時会議等におきまして、色々値上げの面につきまして今までに検討を加えて参つたのであります、その結果都内のと場はいうにおよばず、千葉、埼玉、神奈川と近隣のと畜場におきましては値上げをしようという内々の申し合わせがござりましたので、我が福生町と場といたしましては他のと場と同様にこの際条例記載の通り使用料の改正をいたしたと存じまして、本案を御提出申し上げた次第であります）

使用料の改正の要件は昭和三十二年に都知事の認可を得て改正したとき、この十年間ぜん／＼値上げをしております、都内のと場の使用料、牛と馬が現在四百円であり、馬と山羊とめん羊は一頭五百円を、それぞれ改正いたそうとする、この改正料金の案は勿論近隣のと場全体の申し

令せによるものであります。がなおこの外に福生町としては
 大とえば生れたばかりの雄の子、山羊を殺すということが
 非常に多いのでござりますので、そうした他の獣畜との均衡
 上、町長が料金を減額することが適当と認められる場合には、こ
 れを減額下さるお札の枚数規定をこのさい令せて、設けよう
 とするものであります。又どうした場合にも減額するかと、い
 うことは十分研究いたしまして後日規則において明定いた
 したと存じます。尚本条例改正案の実施期日であり
 ます。が使用料改正はと畜条法で都知事の認可を得、大
 や近隣の相場とよく相談をいたしまして、出来るだけ実施
 期日をそろえまして一斉に値上げしようと考えておる次第で
 あります。のでぜひとも東栗通り御可決あらんことをお願
 いいたします。

一議長(斎信義) 二れより質疑を行ないます。

一十八番(田村施) 大だい畜条例の改正に対する説明につきまして又条例
 につきましては異議あるものでありませんが根本的なと畜場
 の事業の内容について御質問いたします。

と畜場のごとき特殊な事業を町村が担当することについては特
 殊な町村でなければやつてない現状であります。当然これら
 を計画いたしましてときには町の特殊財源として相違数の収入
 をみこして大体考へから出発したものであります。これは
 事業であります。しかしながらいかんせん色々な、やうなり
 ればならんというふうなことからいたしまして一般民間がやりま
 すと違つて施設等について理想的な施設をいたさなければ
 ならんというふうなことからいたしまして投下資本が相当
 莫大になつてゐることは当然考へられるわけでありまして、
 これらが合理的に償却をされ尚かつ当条の目的であ
 る特殊の財源にならなければと畜条例というのは町が経



返するなにもないと思ひます。そのような観点から
 打ちます。現段階において、黒字を望むということとは、
 尚早々とは思ひます。けれども今の様な状態が例年に
 わたつてるといふことになる所だと、畜場を経営するその
 えの根本問題を我々は検討しなければならぬという立場
 場に議員の立場から考へるわけでありまして、根本対策と
 いたしまして、人権費の削減、なうぶかたないもの、抑へ収入増大の
 対策を見出しまして、それによつて、善処するといふような
 理事者の考へ方によつては同調するものであります。が現段階にお
 いては人権費となうぶに料金の改正によりまして、現在の屠殺数
 からいえますと年間どの位の収入増を認められるかということ
 は当然この改正によりまして、検討されておると思ひますので
 その点によつて一年間どの位今つたような根本対策、人権費
 の削減並びにと殺の料金の改正によつて、収入増が行なわれるか



又それは赤字黒字等の問題にどんな影響があるかそれを御回
 答願ひたいと思ひます。

一助役(篠崎俊夫) 本年度におきましては予算で御可決いただきまして収入
 額は六百万円でありまして、これが十月から改正をさせて
 いただきますと、百五十万円程度の増収と全体で七百五十万円程度
 の収入と相成ります。

それから例年度によりまして大体料金が五割程度の値上げで
 ございまして、おそろく九百万近い収入になるのではないかと思ひ
 ます。

一十人(斎田村松) さらに関連いたしますが、矢張り篠崎助役の説明がありま
 す。抑へ償却を最急に考へた時には遺憾ながら赤字である
 赤字であります。が、見解で、色々であります。が、所自身がやつて
 いるといふようなことではなく、然るに独立企業として色々な
 角度から検討した場合には、現行で行きますと年間どのくらい



の赤字になつてゐるか、それは算定してあると思ひます。かう
御回答をお願いいたします。)

一助役(篠崎俊夫) 三十五年度は七百四の赤字で、三十四年度は百十三
万四千四の赤字ということに相なります。)

一十八番(田村祐二) そういたしますと先に申し上げました人権費の削
減と並に料金の改正によりまして、三つの収入増を見こし
ますと、バランスがとれるという自身を考へられるわけで
すね。合せてましてと殺の額数であります。が現在の増
加からいましてあるのか、あるいは横這に今後入つていか
れるおそれがあるのか、ということにつきましては人権費は
今後限らずし、ムードとして横這ということとは考へら
れるかと思ひますが、脱皮をするということとは考へられ
ません。

限らず現在の所得倍増に基づく国家公務員、地方公務

員の給与改定に於て、その考へがえられておりますが、
赤字がさうに見こまれるということになるのであります。がそ
のさうなと殺総数との関係はどうなつてゐるのか、これを一つ
お願いいたします。)

一産業課長(上野重勝) 十八番議員さんの御質問向に、お答へいたします。

はなはだ喜ばぐ、傾向でありまして、本年度四月以降は、長
りましては昨年度と比較いたしまして、二割程度の増収に
なつております。金額的に申し上げますと、三十四年度の
九月現在におきましては、約三百九十九万円程度の収入で、昨年
度三十五年度は若干減収になりました。三百七十九万円程度の
収入、それに本年度は九月現在で、三百四十六万四千円という額
になりました。ただいま御審議中の条例案を合せてまして、
現段階では考へられます。)

一十八番(田村祐二) これは篠崎助役に伺つたと思ひます。)

たゞいなの料金改正は昭和三十二年において決定されました料金のそのまゝ^{（昭和）}と畜場が多々というふうな話を致しておそうく我がと畜場に於てはそれうに右へなうのを致して決定したいきさつがあると思ひますが昭和三十二年ということになりますと十年^{（昭和）}のぼつた状態でありましてこの時の物価指数その他あるいは人権費の上昇の比率から比べるとそれは一気に上げるといふことは運用上は必ずかしいに致しまして三十二年の四百円が現在の六百円というのは残り額が少なくなつたに物価指数からいってきますと、上り方~~が~~が少なくなつたに考えますが運用上は改めて申し上げますが四百円が急に八百円になるというふうな^{（昭和）}現^{（昭和）}論を唱えてはむづかしいと思ひますがそういう一つの観点から、ソコが理想であるかこれは当然事業家として考へなければならなうと思ひまして理事者はすでに特



殊事業家として現段階では我々は考へております

いんな御見解をもちておられますか

一助役篠崎俊夫 人権費から考えますとおつしやる通り大体倍になつてゐるのではないかと思ひます。ですから人権費のみを取り上げてみますればたしかに五割でえなぶ人権費の増に対してはよつたないといふことは言えるのであります

たゞ福生町のときは三十二年の十二月に出来たもので三十二年の十二月に三十二年に決められた料金をなうつて料金を決めたとであります

一（八）番田村祐二 質問した即決論として大体数字の根拠はわかりましたので内容については疑念をもちませんが結論的に申し上げますと、な／＼どの事業でいふづかしい環境下にありまして特に投下資本の増大するような事業によりましては民間において、は黒字とうさんという傾向が現在の状